



## コラム

「私はこの会社で輝くことができますか？」

特定社会保険労務士 金光仙子

# コラム:「私はこの会社で輝くことができますか？」

## (労働条件明示ルールの改正3／3)

令和6年4月から変更される労働条件明示のルール、3つ目は、「無期転換申込権」が発生する有期契約労働者が対象となります。まずは「無期転換ルール」について確認しておきましょう。

労働契約法により、同一の会社と労働者との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、その有期労働契約の期間内に労働者が「申込み」をすれば、契約満了の翌日からは期間の定めのない労働契約に転換することになっています。会社は拒否できません。例えば1年の有期雇用契約の更新を繰り返した場合、5回目の更新で「5年を超えて」更新されますので、労働者に無期転換申込みの権利が発生することになります。

労働条件明示ルールの変更により、この「無期転換申込権」が発生する契約更新時に「この契約期間中に会社に申込みにより、無期雇用契約に変更できる」という旨の書面等による明示が必要となりました。先ほどの例では、5回目の更新の際に明示することになりますが、この契約期間中に労働者が無期転換の申込みを行わずに6回目の更新を迎えた場合には6回目以降も更新が続く限り、毎回改めて同様の明示が必要となります。

あわせて、「無期転換後の労働条件」の明示も必要となりました。明示が必要な事項は、労働契約締結の際に明示が必要とされている事項全てです。明示方法は、変更後の労働条件による通知書を別紙で用意するか、または変更の有無、変更がある場合は変更の内容だけを明示するような方法でも差し支えありません。

会社は、無期転換後の労働条件を決めるにあたって、就業の実態に応じて他の労働者（例えば正社員等）との均衡を考慮した事項（例えば業務の内容・責任の程度・異動の有無や範囲の違い等）について、無期転換申込権が発生する更新のタイミングごとに、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないことになりました。

今回の改正によって、これからは無期転換の申込みも増えてくるのではないかと思います。会社にも義務が増えましたが、この機会に有期契約労働者の業務や責任の範囲を改めて洗い出し、対応する処遇やキャリアアップの仕組みを再検討するチャンスかもしれません。労働者にとって、より風通しの良い、納得性の高い職場づくりに、今回の実務対応が活かせるのではないかと考えています。

コラムはバックナンバーも公開中！



### <著者プロフィール:特定社会保険労務士 金光仙子 先生>

金融機関勤務を経て、その後は十数年にわたり数社の中小企業の総務経理業務・起業廃業にも携わり、会社回りの実務は一通り体で覚える。学生時代に日商簿記2級合格。H16行政書士試験合格。H17社会保険労務士試験合格。同年宅建主任者試験合格。H18行政書士、社会保険労務士登録。H20特定社会保険労務士付記。H25産業カウンセラー、キャリアコンサルタント試験合格。

# 解放



人事の現場で  
苦勞をされてる  
みなさんへ  
雇用契約の  
大変な手続きから  
されませんか？

労働条件通知書  
事業場名称・所在地 東京都新宿区新宿1-1-1  
使用者 職氏名 東京 花子  
使用開始日 XX年XX月XX日～  
契約期間の定めあり (XX年XX月XX日～)  
期間の定めなし、期間の定めあり  
「契約期間」について「期間の定めあり」  
下は、「契約期間」について「期間の定めあり」  
契約の有無 有無  
自動的に更新する・更新する場合があります  
契約の更新は次により判断する。  
・勤務量  
・勤務状況  
・従事している業務  
・その他 (年齢、性別、学歴、能力、その他)  
【有期業務】  
特例の対象者の場合  
特置法にない期間：1 (高度専門  
業務) (上限10年)  
特定有期業務の開始から完了までの期間 (上限10年)  
無期業務の開始から完了までの期間 (上限10年)  
特定有期業務の開始から完了までの期間 (上限10年)  
特定有期業務の開始から完了までの期間 (上限10年)



雇用契約手続きの電子化・進捗の見える化・期日管理をするなら！



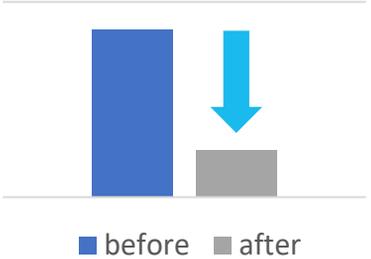
# Remo-Jin

有期雇用契約管理サービス リム・ジン

## 導入効果

雇用契約手続きにかかる時間の  
**75%削減に成功!**※

※実際に弊社の実務にて使用し検証したデータです。



## 低コスト

初期費用 **¥0**

まずはお試ください

**30日間  
無料トライアル**

※利用料の詳細はお問合せください

# 2024年4月からの労働条件明示ルールに対応

※2024年3月リリース

いつもの「労働条件通知書」がそのまま利用可

## 「労働条件通知書」のフォーマット対応サービス

※本サービスはオプションサービスです

リム・ジンなら雇用契約手続きがカンタンに電子化!

手続きの電子化・進捗の見える化・期日管理

Remo-Jin

3つのメイン機能で利用者様のお悩みを解決します!

### 手続きの電子化



- 労働条件の合意手続きがスマホ・PCで簡単操作
- 労働条件をテンプレート化。書類作成の時間短縮
- 印刷、郵送、保管場所などのコストを削減
- 自社の雇用契約書フォーマットの取り込みもOK※

紙の書類によくあるお悩みを解決!  
印刷・郵送コストや書類作成に掛かる業務負担  
保管スペースの確保などのお悩みを解決。

※別途有料サービスが必要

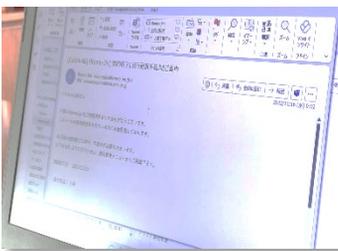
### 進捗の見える化



- 労働条件通知書の作成から同意までスムーズ完結
- 有期雇用労働者の手続き管理を一元化
- 契約進捗を進捗毎に表示してチェック漏れ回避
- リモートでも申請・承認できるから業務時間削減

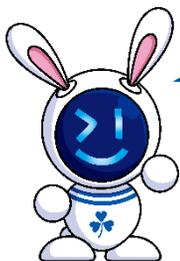
手間にかかる進捗管理もスピーディーに!  
採用から労働条件通知書の発行、同意取得まで  
雇用手続きにかかる業務を効率化。

### 期日管理



- 契約終了日が近づくと、メールで通知
- うっかり更新忘れ防止で法令遵守
- 更新時の労働条件通知書も一括作成
- 通知日は自由に設定可能

更新漏れを防止して、法令遵守!  
有期雇用の契約期間のチェックをExcelなどの別表で行うのは手間がかかり、うっかり更新忘れのリスクも。  
Remo-Jinなら終了日が近づくとメールでお知らせするので、契約更新忘れを防止して法令遵守!



## 無料トライアル 実施中!!

申込URL: <https://remo-jin.jp/entory-top/>

【ご確認ください】

- トライアル期間は30日間です。
- トライアル中は全て機能をお使いいただけます。
- トライアル終了時、営業担当より確認連絡の上、本契約へ移行されない場合、全ての登録情報と労働条件通知書は削除されます。



AISEL

株式会社アイセル

〒110-0005

東京都台東区上野3-24-6上野フロンティアタワー12F

TEL: 03-5652-5236 〆: aisel\_sales@aisel.ne.jp

イメージキャラクター: りわるん